

東京都公報

発行
東京都

目次

93

雑報

- 東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………（東京都職員共済組合）…一
- 東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則……………（同）…四
- 東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則……………（同）…二〇
- 東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程……………（同）…三三
- 東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程……………（同）…三三
- 東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程……………（同）…三三

雑報

東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

●東京都職員共済組合規則第三号

東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則（平成十五年東京都職員共済組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号中「第八条第二項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供」を「第八条第一項各号のいずれかに該当する利用若しくは同条第二項各号のいずれかに該当する提供」に改める。

第七条中「受託者に遵守させなければならない」を「委託を受けた者（以下、「受託者」という。）に遵守させるとともに受託者に対し十分かつ適切な監督を行わなければならない」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号を一号ずつ繰り上げる。

第七条の二第二項中「組合から個人情報を取り扱う事務を受託したもの」を「受託者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 受託者は、前条第一項の規定に基づき個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の再委託をするとき、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第七条の二を第七条の三とする。
第七条の次に次の一条を加える。

（再委託）

第七条の二 受託者は、組合の許諾を得た場合に限り、そ

の全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者とみなして、前項及び次条の規定を準用する。

第八条第一項中「及び組合以外のものへの提供」を削り、「提供」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

六 組合内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

第八条第二項を次のように改める。

2 組合は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の組合以外のものへの提供（以下「目的外提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

六 都区等又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

七 都区等又はその委託を受けた者に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当地な理由があると認められるとき。

第九条第二項中「を除き」を「に限り」に、「してはならない」を「行うことができる」に改める。

第十条第二項に次のただし書を加える。
ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合にはこの限りではない。

第十四条第二号中「情報（」の下に「第八号及び第九号に関する情報並びに」を加え、第四号中「不当に都民の間」を「組合員又は組合員であつた者及びその被扶養者並びに遺族の間に不当」に、第七号中「であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報」を「における次に掲げる情報」に改め、同号の次に次のように加える。

イ 開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

ロ 法定代理人が二人以上いる場合で、法定代理人の一人による開示請求がなされた場合において、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報

第十四条に次の三号を加える。

八 他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。以下同じ。）の特定個人情報（平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号。（以下「特定個人情報保護規則」という。）第二条第六項にいう特定個人情報をいう。以下同じ。）

九 開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報であつて開示請求者に開示することによって、当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがあるもの
十 特定個人情報保護規則第二条第三項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの

第十五条第一項中「とき」の下に「であつて、かつ区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがない」と認められるとき」を加える。

第十五条の二中「第十四条第一号」の下に「第八号、第九号及び第十号」を加える。

第十八条第一項中「組合に対して、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の四号を加える。

一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
二 訂正請求をしようとする保有個人情報特定するために必要な事項

三 訂正を求める内容

四 前三号に掲げるもののほか、別に定める事項
第十九条の五第五項中「保有個人情報利用請求」を「保有個人情報利用停止請求」に改める。

第二十条中「別表」を「別表一」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十二条第二項に規定する審査手続において、行政

不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定により、組合が書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を行う場合において、同法同条第六項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する組合が定める手数料は、別表二のとおりとする。

第二十二条の見出し中「異議の申出」を「審査請求」に改め、同条第一項から第四項を次のように改める。

組合がした開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。

2 前項の規定に基づく審査請求があつた場合、組合は、組合に所属する職員のうちから審査手続を行う者（以下「審査員」という。）を指名するとともに、行政不服審査法に基づく審査手続を行うものとする。

3 組合は、審査員より行政不服審査法第四十二条の規定による審理意見書の提出を受けたときは、東京都職員共済組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

4 前項の規定による諮問をした場合において、組合は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）に対し、審査会に諮問した旨を審査会諮問通知書（別記第十四号様式）により通知するものとする。
別表を別表一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表2（第20条関係）

種 類	金 額	
書面又は書類の写し（単色刷り）	1枚につき	10円
書面又は書類の写し（多色刷り）	1枚につき	20円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの（単色刷り）	印刷物として出力したもの 1枚につき	10円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの（多色刷り）	印刷物として出力したもの 1枚につき	20円

備考

- この表において、用紙の両面に印刷された用紙については、片面を1枚として算定する。
- 書面又は書類の写し（電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ()
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ()

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

に

改める。

別記第十号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ()
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ()

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

に

改める。

別記第十五号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ()
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ()

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第三項、第七条から第十条まで、第十四条から第十五条の二まで及び第二十三条の改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 組合がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てであつて、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行前になされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規則第四号

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則

(目的等)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別

に

するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)の趣旨及び目的に鑑み、東京都職員共済組合(以下「組合」という。)における個人番号の利用に関して基本的事項を定めるとともに、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則(平成十五年東京都職員共済組合規則第三号。以下「個人情報保護規則」という。)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であつて、組合が保有するものをいう。

2 この規則において「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、これに含まれる個人情報に一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報と容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

3 この規則において「個人番号」とは、法第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規

定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

4 この規則において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

5 この規則において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項及び住民票コード(以下「カード記録事項」という。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を含む。)により記録されたカードであつて、法又は法に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号。以下「総務省令」という。)第十九条で定める措置が講じられたものをいう。

6 この規則において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号であつて住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をその内容に含む個人情報を

いう。

7 この規則において「保有特定個人情報」とは、組合の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、組合の職員が組織的に利用するものとして、組合が保有しているものをいう。ただし、個人番号とそれ以外の個人情報同一の文書（東京都職員共済組合情報公開規則（平成十五年東京都職員共済組合規則第二号）第二条第一項に規定する文書をいう。）に記録されているものに限る。

8 この規則において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

9 この規則において「個人番号利用事務」とは、組合が第四条第一項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

10 この規則において「個人番号関係事務」とは、第四条第二項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要限度で利用して行う事務をいう。

11 この規則において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

12 この規則において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この規則において「情報提供ネットワークシステム」とは、組合及び行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有

する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第一条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。以下「機構」という。）並びに法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる同号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、法第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

（組合の責務）
第三条 組合は、法第三条の基本理念のつとより、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第四条 組合は、法第九条第一項で定める事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 法第九条第三項に掲げる法律その他の法令の規定により、組合が前項に規定する事務の処理に關して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の個人

番号を利用した事務を行う場合には、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も同様とする。

番号を利用した事務を行う場合には、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も同様とする。

3 組合は、組合の事務に關して法第十九条第十一号から第十四号までの規定に基づき特定個人情報の収集をしたときは、その収集した目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（個人番号等の安全管理義務）
第五条 組合は、法の趣旨に鑑み、組合の保有する個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号及び特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託）
第六条 組合から個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該個人番号利用事務等の委託をした組合の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者とみなして、前項及び第七条の規定を適用する。
（委託先の監督）
第七条 組合は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をするときは、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
2 受託者は、個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失

及び毀損の防止その他の個人番号及び特定個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前条第一項の規定に基づき個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託をするときは、当該再委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
(提供の要求)

第八条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号利用事務等を実施するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 組合は、個人番号利用事務等を実施するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九の規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を求めることができる。

(提供の求めの制限)

第九条 何人も、法第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報報の収集等ができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。以下同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

(本人確認の措置)

第十条 個人番号利用事務等実施者は、第八条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るもの

であることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令・総務省令第三号）で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「施行令」という。）で定める措置をとらなければならない。

(利用の制限)

第十一条 組合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、特定個人情報報を取り扱う事務の目的を超えた特定個人情報報の利用をしてはならない。

(提供の制限)

第十二条 組合は、組合の事務に係る法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報報の提供をしてはならない。

(収集等の制限)

第十三条 組合は、組合の事務に係る法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報報を収集し、又は保管をしてはならない。

2 組合は、個人番号利用事務を実施するに当たつて、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに組合の事業運営の効率化を図るため、複数の個人番号関係事務において同一の内容の情報に記載された書面の提出を重ねて求めることのないよう、情報の共

有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

(特定個人情報報取扱事務の届出)

第十四条 組合の各部（東京都職員共済組合処務規程（昭和三十七年規程第一号）第二条第一項に規定する部をいう。以下同じ。）は、特定個人情報報を取り扱う事務を開始しようとするときは、東京都職員共済組合特定個人情報報取扱事務要綱（以下「特定個人情報報要綱」という。）で定めるところにより、次に掲げる事項を理事長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- 一 特定個人情報報を取り扱う事務の名称
- 二 特定個人情報報を取り扱う組織の名称
- 三 特定個人情報報を取り扱う事務の目的
- 四 特定個人情報報の記録項目
- 五 特定個人情報報の対象者の範囲
- 六 特定個人情報報の経常的な提供先及び提供する項目
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報報要綱で定める事項

2 前項の規定は、組合の職員又は職員であつた者に係る事務については、適用しない。

3 組合の各部は、第一項の規定による届出に係る特定個人情報報を取り扱う事務を廃止したときは、特定個人情報報要綱で定めるところにより、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(公表及び閲覧)

第十五条 組合は、前条第一項又は第三項の規定による届出に係る事項について目録を作成して、公表し、かつ、

一般の閲覧に供しなければならない。

(特定個人情報の提供及び収集)

第十六条 組合が、法第二十一条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、施行令第二十八条で定める方法により、情報照会者（法別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合）にあっては、その者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 第十三条第一項の規定により、法第十九条第七号に定める場合に該当し、組合が特定個人情報を収集した場合において、他の法令等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(情報提供等の記録)

第十七条 組合は、法第十九条第七号の規定による特定個人情報提供の求め又は提供を行った場合には、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続された組合の使用する電子計算機に記録しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者（法別表第二の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合）にあっては、その者を含む。）をいう。以下同じ。）の名称
- 二 提供の求めを受けた日時及び提供があつたときはその日時

- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令第四十七条第

一項各号で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、組合は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が第二十七条に規定する非開示情報に該当すると認める場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録しなければならない。

3 前二項に規定する記録（以下「情報提供等記録」という。）は、施行令第二十九条に基づき、記録を行った日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して七年間保存しなければならない。

(情報提供等記録の利用)

第十八条 組合は、情報提供等記録に記録された特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用してはならない。

(秘密の管理)

第十九条 組合は、情報提供等事務（法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供又は収集等に関する事務をいう。以下同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十条 情報提供等事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(特定個人情報保護評価)

第二十一条 組合は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために、特定個人情報ファイルを保有しようとする

ときは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響について、自ら評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十二条 組合は、法第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(保有特定個人情報の開示請求権)

第二十三条 何人も、組合に対し、組合が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明らかである場合はこの限りではない。

(開示請求方法)

第二十四条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、組合に対して、特定個人情報開示請求書（別記第一号様式）を提出しなければならない。

2 開示請求をしようとする者は、組合に対して、当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類及び自己が当該開示請求に係る保有特定

個人情報 の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で組合が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求した者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、組合は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定)

第二十五条 組合は、開示請求があつた日から十四日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(第三十条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る当該保有特定個人情報を保有していないときを含む。)をしなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 組合は、前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく次に掲げる通知書によりその旨を通知しなければならない。

一 保有特定個人情報の全部を開示する旨を決定した場合
合 保有特定個人情報開示決定通知書(別記第二号様式)

二 保有特定個人情報の一部を開示する旨を決定した場合
合 保有特定個人情報一部開示決定通知書(別記第三号様式)

三 保有特定個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合
保有特定個人情報非開示決定通知書(別記第四号様式)

3 組合は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があつた日から六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、組合は、決定期間延長通知書(保有特定個人情報開示請求)(別記第五号様式)により、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に通知しなければならない。

4 組合は、第一項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第二項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 組合は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有特定個人情報に組合以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

6 組合は、開示請求に係る保有特定個人情報に開示請求者(第二十三条第二項の規定により法定代理人又は任意代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次項、第二十七条第二号、第三号及び第十号並びに第二十八条第二項において同じ。)以外のものに関する情報(他人の保有特定個人情報を除く。)

が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、意見照会書(別記第六号様式)により、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された文書の表示その他組合が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 組合は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの(都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「第三者」という。)が当該保有特定個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、組合は、開示決定後直ちに当該意見書を提出したものに對し、開示決定に係る通知書(別記第七号様式)により、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を通知しなければならない。

(開示の方法)

第二十六条 保有特定個人情報の開示は、組合が前条第二項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、組合に対し、自己が当該開示請求に係る特定保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で組合が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されていると

きは視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して組合が定める方法により行う。

3 組合は、開示請求に係る保有特定個人情報記録された文書を直接開示することにより、当該保有特定個人情報記録された文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有特定個人情報記録された文書の写しにより開示することができる。

(保有特定個人情報の開示義務)

第二十七条 組合は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令等の定めるところ又は組合が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所管の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、開示することができないと認められる情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（第九号から第十一号に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外

の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生

活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

四 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると組合が認めることにつき相当の理由がある情報

五 組合及び東京都、特別区、その他組合を構成する団体、国、他の地方公共団体又は他の共済組合（以下「都区等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、組合員又は組合員であつた者並びにその被扶養者及び遺族の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 組合及び都区等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ

ロ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合及び

都区等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

二 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

ト 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

七 第三者が、組合の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになるものと認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

八 法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報

イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

ロ 法定代理人が二人以上いる場合で、法定代理人の一人による開示請求がなされた場合において、開示

することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報

九 他人の保有特定個人情報

十 開示請求者と同じの世帯に属する者の保有特定個人情報であつて、開示請求者に開示することによって、当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがあるもの

十一 個人番号のうち死亡した者の個人番号
(一部開示)

第二十八条 組合は、開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する場合を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しななければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第二号に係る非開示情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
(裁量的開示)

第二十九条 組合は、開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報(第二十七条第一号、第九号、第十号又は第十一号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個

人情報を開示することができる。
(保有特定個人情報の存否に関する情報)

第三十条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、組合は、当該保有特定個人情報情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正を請求できる者)
第三十一条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有特定個人情報に事実の誤りがあると認められるときは、組合に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第二十三条第二項の規定は、訂正請求について準用する。
(訂正請求方法)
第三十二条 前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、組合に対して、保有特定個人情報訂正請求書(別記第八号様式)を提出しなければならない。

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第二十四条第二項及び第三項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正義務)
第三十三条 組合は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない

い。

(訂正請求に対する決定)

第三十四条 組合は、訂正請求があった日から三十日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して、訂正請求に係る保有特定個人情報等を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第三十二条第三項において準用する第二十四条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 組合は、前項の規定による訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、保有特定個人情報訂正決定通知書（別記第九号様式）により遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、保有特定個人情報非訂正決定通知書（別記第十号様式）により遅滞なくその旨を通知しなければならない。

4 組合は、第一項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第二十五条第三項及び第五項の規定は、訂正決定等について準用する。

(保有特定個人情報の提供先への通知)

第三十五条 組合は、訂正決定に基づく保有特定個人情報（第十七条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）の訂正の実施をした場合において、

必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 組合は、第十七条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止を請求できる者)

第三十六条 何人も、開示請求を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（第十七条に定める情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。次条から第三十九条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、組合に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

- 一 第十一条の規定に違反して利用されているとき、第十三条第一項の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は第二十二条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき
 - 二 第十二条の規定に違反して提供されているとき
 - 三 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- 該保有特定個人情報の提供の停止

2 第二十三条第二項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求方法)

第三十七条 前条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、組合に対して、保有特定個人情報利用停止請求書（別記第十一号様式）を提出しなければならない。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止義務)

第三十八条 組合は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、組合における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第三十九条 組合は、利用停止請求があつた日から三十日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対して、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第三十七条第二項において準用する第二十四条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 組合は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をした上、利用停止請求者に対し、保有特定個人情報利用停止決定通知書（別記第十二号様式）により、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、保有特定個人情報利用非停止決定通知書（別記第十三号様式）により、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

4 組合は、第一項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第二十五条第三項及び第五項の規定は、利用停止決定等について準用する。

（手数料）

第四十条 組合が第二十六条の規定により保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。

（適用除外等）

第四十一条 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章の規定を適用しないとされている個人情報を含む特定個人情報については、第二十三条から第四十条までの規定は適用しない。

（審査請求）

第四十二条 組合がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づき審査請求があった場合は、個人情報保護規則第二十条及び第二十二條の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十六条から第二十条までの規定は、法附則第一条第五号に定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 組合がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てであつて、改正行政不服審査法の施行前になされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものは、第四十二条の規定にかかわらず東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年東京都職員共済組合規則第三号）による改正前の個人情報保護規則第二十二條の規定を準用する。

別表 (第40条関係)

文書の種類	開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真	写し(単色刷り)1枚につき 20円	写しの交付のとき。
	写し(多色刷り)1枚につき 100円	写しの交付のとき。
マイクロフィルム	印刷物として出力したものの1枚につき 20円	写しの交付のとき。
	複製したマイクロフィルムにつき 100円	写しの交付のとき。
電磁的記録	複製したマイクロフィルムにつき 100円	写しの交付のとき。
	ビデオテープ 複製したビデオテープ1巻につき 290円	写しの交付のとき。
	録音テープ 複製した録音テープ1巻につき 260円	写しの交付のとき。
	その他 印刷物として出力したものの1枚につき 20円	写しの交付のとき。

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 文書の写し(マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの)を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 ファイルム(マイクロフィルムを除く。)の写しを交付する場合及び電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる金額によりがたい場合には、東京都の例により開示手数料を徴収する。

別記 第1号様式 (第23条関係)

保有特定個人情報開示請求書

年 月 日

東京都職員共済組合理事長 殿

住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第23条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号											
2 請求に係る保有特定個人情報の内容											
3 開示の区分(希望する開示方法を○で囲んでください。)	(1) 閲覧	(2) 複製	(3) 写しの交付								
4 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合の本人の氏名等	本人の氏名	本人の住所又は電話番号	本人の状況	右のうち該当するものを○で囲んでください。 (1) 未成年者(15歳未満) (2) 未成年者(満15歳以上) (3) 成年被後見人 (4) 委任者							
※担当課処理欄	本人の個人番号確認欄										
	請求者確認欄										
※備考											

注1 「請求に係る保有特定個人情報の内容」欄は、開示請求をしようとする保有特定個人情報
が特定できるよう具体的に記入してください。
2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に
加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
3 「本人の住所又は居所及び電話番号」欄には、本人の連絡先が本人の住所又は居所及び電
話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入してください。
4 ※印刷欄は、記入しないでください。

第 年 月 日 号

保有特定個人情報開示決定通知書

様

東京都職員共済組合
理事長

年 月 日 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第25条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容			
	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場所		
3 担当課			
4 備考	電話番号		

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。
2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。

(日本工業規格A列4番)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報一部開示決定通知書

様

東京都職員共済組合
理事長

年 月 日 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第25条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容			
	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場所		
3 開示しない部分及びその理由	(東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第27条第 号に該当)		
4 担当課			
5 備考	電話番号		

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。
2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。
3 この決定に不服がある場合には、この決定があった日から起算して60日以内に、理事長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

第4号様式 (第25条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報非開示決定通知書

様

東京都職員共済組合
理事長 印

年 月 日付けの保有特定個人情報非開示請求に対して、東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則第25条第1項の規定により、次のおり保有特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 開示しない理由	(東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第27条第 号に該当)
3 担当課	電話番号
4 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して異議申立てをすることができません(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

第5号様式 (第25条関係)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書
(保有特定個人情報開示請求)

様

東京都職員共済組合
理事長 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則第25条第3項の規定により、次のおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第25条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

(日本工業規格A列4番)

第6号様式 (第25条関係)

第 年 月 日 号

意見照会書

様

東京都職員共済組合
理事長

印

東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則に基づき、次のとおり _____ に
関する情報が含まれた保有特定個人情報について開示請求がありました。次のごとく、別紙「開示
決定等に係る意見書」により、_____年__月__日までに回答してください。

1 開示請求に係る保有 特定個人情報記録さ れた文書の件名及び作 成年月日	
2 _____に関する 情報の内容	
3 担当課及び意見書 提出先	電話番号
4 備考	

(日本工業規格A列4番)

別紙

開示決定等に係る意見書

年 月 日

東京都職員共済組合理事長 殿

住所又は居所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

_____年__月__日付 _____号で照会のおつた件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る保有 特定個人情報記録され た文書の件名		
2 開示決定に対する反対 意思の有無	有	無
3 意見 (開示決定に反対 する理由)		

(日本工業規格A列4番)

第7号様式 (第25条関係)

開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

東京都職員共済組合
理事長

印

年 月 日付けの に関する情報が含まれた保有特定個人情報
の開示請求について、東京都職員共済組合特定個人情報保護の保護に関する規則第25条第1項の
規定により、次のとおり保有特定個人情報を開示することを決定したので通知します。

1	開示請求に係る保有特定個人情報に記載された文書の件名	
2	開示決定をした理由	
3	開示をする日	年 月 日
4	担当課	
5	備考	電話番号

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して異議申立てをすることができません(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

第8号様式 (第31条関係)

保有特定個人情報訂正請求書

第 年 月 日

東京都職員共済組合理事長 殿

住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号

東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第31条第1項の規定に基づき、次
のとおり請求します。

1	開示された保有特定個人情報の内容	
2	訂正を求める内容	

請求者の 本人確認欄	請求者	
	資格確認欄	
※担当課処理欄		事実と合致することを証明する書類等
※備考		

注1 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

注2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

注3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

注4 ※印欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

第9号様式（第34条関係）

第 年 月 日 号

保有特定個人情報訂正決定通知書

様

東京都職員共済組合
理事長

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

1 開示された保有特定個人情報の内容	
2 訂正する保有特定個人情報の内容	
3 一部訂正とする理由（一部訂正を行うときのみ記入）	
4 担当課	電話番号
5 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

(日本工業規格A列4番)

第10号様式（第34条関係）

第 年 月 日 号

保有特定個人情報非訂正決定通知書

様

東京都職員共済組合
理事長

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則第34条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 訂正しない理由	
3 担当課	
4 備考	電話番号

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

(日本工業規格A列4番)

第11号様式(第36条関係)

保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

東京都職員共済組合 理事長 殿

住所又は居所
請求者 氏名
電話番号

東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則第36条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 開示された保有特定個人情報の内容	
2 利用停止請求の趣旨 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
3 利用停止を求め理由	
※ 担当課 理欄	請求者 本人 欄 請求資格確認欄
※ 備考	

- 注1 「開示された保有特定個人情報の内容」欄は、請求をしようとする保有特定個人情報特定できるよう具体的に記入してください。
- 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください
- 3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めます。
- 4 ※印刷は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

第12号様式(第39条関係)

号 年 月 日

保有特定個人情報利用停止決定通知書

様

東京都職員共済組合

理事長

印

年 月 日 付けの保有特定個人情報の利用停止請求に対して、東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則第39条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

1 開示された保有特定個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

第13号様式(第39条関係)

第 年 月 日

保有特定個人情報利用非停止決定通知書

様

東京都職員共済組合

理事長

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の利用停止請求に対して、東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則第39条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 利用停止しない理由	
3 担当課	電話番号
4 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

(日本工業規格JIS14番)

東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山俊行

●東京都職員共済組合規則第五号

東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合情報公開規則(平成十五年東京都職員共済組合規則第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「情報」の下に「第八号及び第九号に関する情報並びに」を加え、「当該個人」を「当該事業」に改め、同条に次の二号を加える。

八 東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則(平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号。以下「特定個人情報保護規則」という。)第二条第六号に規定する特定個人情報

九 特定個人情報保護規則第二条第三項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの

第十八条中「別表」を「別表一」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十九条第二項に規定する審理手続において、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定により、組合が書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を行う場合において、同法同条第六項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する組合が定める手数料

は、別表二のとおりとする。

第十九条の見出し中「異議申出」を「審査請求」に改め、同条第一項から第四項を次のように改める。

組合がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。

2 前項の規定に基づく審査請求があった場合、組合は、組合に所属する職員のうちから審理手続を行う者（以下「審理員」という。）を指名するとともに、行政不服審査法に基づく審理手続を行うものとする。

3 組合は、審理員より行政不服審査法第四十二条の規定による審理意見書の提出を受けたときは、東京都職員共済組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

4 前項の規定による諮問をした場合において、組合は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。）に対し、審査会に諮問をした旨を審査会諮問通知書（別記第九号様式）により通知するものとする。
別表を別表一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表2（第18条関係）

種 類	金 額	
書面又は書類の写し（単色刷り）	1枚につき	10円
書面又は書類の写し（多色刷り）	1枚につき	20円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの（単色刷り）	印刷物として出力したもの 1枚につき	10円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面を印刷物として出力したもの（多色刷り）	印刷物として出力したもの 1枚につき	20円

備考

- この表において、用紙の両面に印刷された用紙については、片面を1枚として算定する。
- 書面又は書類の写し（電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 組合がした開示決定等についての不服申立てであつて、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行前になされた開示決定等に係るものは、なお従前の例による。

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第九号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程(平成七年東京都職員共済組合規程第八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「、妊娠症状対応休暇」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第十号

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合電子情報処理規程(平成十七年東京都職員共済組合規程第四号)の一部を次のように改正する。第三条中「平成十五年東京都職員共済組合規則第三号」の下に「及び東京都職員共済組合特定個人情報の保護に関する規則(平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号)」を加える。

第十一条第一号中「個人情報」の下に「及び特定個人情報」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第十一号

東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合処務規程(昭和三十七年東京都職員共済組合規程第一号)の一部を次のように改正する。別表中

十四 特

に重要
な審査
請求、
異議の
申立て
及び訴
訟に関
するこ
と。

十三 審

査請求、
異議の
申立て
及び訴
訟に関
するこ
と(特
に重要
なもの
を除く。
)

八 審査

請求、
異議の
申立て
及び訴
訟に関
するこ
と(特
に重要
なもの
又は事
務局長
の指定
する事
案を除
く。)

十四 特

に重要
な審査
請求及
び訴訟
に関する
こと。

十三 審

査請求
及び訴
訟に関
するこ
と(特
に重要
なもの
を除く。
)

八 審査

請求及
び訴訟
に関する
こと
(特に
重要な
もの又
は事務
局長の
指定す
る事案
を除く。
)

十七 特

に重要
な保有
個人情報
の開示、
訂

十六 重

要な保
有個人
情報の
開示、
訂正及

十二 重

要な保
有個人
情報の
開示、
訂正及

十一 保

有個人
情報の
開示、
訂正及
び利用

に、

を

正及び 利用停 止に 関する こと。	び利用 停止に 関する こと。	び利用 停止に 関する こと (事務 局長の 指定す る事案 を除く。)。	停止に 関する こと (特に 重要又 は重要 なもの を除く。)。	十七 特 に重要 な保有 個人情報 の開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。	十六 重 要な保 有個人 情報の 開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。	十二 重 要な保 有個人 情報の 開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと (事務 局長の 指定す る事案 を除く。)。	十一 保 有個人 情報の 開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと (特に 重要又 は重要 なもの を除く。)。	十八 特 に重要 な特定 保有個 人情報 の開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。	十七 重 要な保 有特定 個人情報 の開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。	十三 重 要な保 有特定 個人情報 の開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと (事 務局長	十二 保 有特定 個人情報 の開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと (特 に重要 又は重
--------------------------------	--------------------------	---	--	---	---	--	---	---	---	---	---

に

を

の指定 する事 案を除 く。)	要なも のを除 く。)
--------------------------	-------------------

改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、改正規定中「、異議の申立て」を削る部分については、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

●東京都職員共済組合規程第十二号

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合文書管理規程（平成十七年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「規定する非開示情報」の下に、「東京都職員共済組合個人情報保護に関する規則（平成十五年東

京都職員共済組合規則第三号。以下「個人情報保護規則」という。）第二条第一項に規定する個人情報及び東京都職

員共済組合特定個人情報保護に関する規則（平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号。以下「特定個人情報保

護規則」という。）第二条第六項に規定する特定個人情報

報」を加え、「当該非開示情報」を「当該情報」に改める。

第六十三条第三項中「東京都職員共済組合個人情報の保護に関する規則（平成十五年東京都職員共済組合規則第三号）」を「個人情報保護規則」に改め、「決定があつたとき」の下に「、又は特定個人情報保護規則第二十五条第一項の規定に基づき当該秘密文書に記録された保有特定個人情報を開示する旨の決定があつたとき」を加える。

別表中

保有個人情報	保有個人情報	保有個人情報	保有個人情報
個人情報	個人情報	個人情報	個人情報
個人情報	個人情報	個人情報	個人情報

を

に停止利用は訂正、開示の個人特定保有	のる関正は示の情個人保有 もすに訂又開報人
に停止利用は訂正、開示の個人特定保有	のる関等方的基本係正は示の情個人保有 もすに針な本るに訂又開報人
停止利用非訂正、開示の個人特定保有	のる関等決定正非又訂正、開示、 もすに提供用外目的報人 ^二 有保 のる関等決定正非又訂正、開示、 もすに提供用外目的報人 ^一 有保

に

改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

するもの
もすに針な本 のる関等方的基
るもの
決定等 に關す

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一〇一〇(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
七〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

